

平成 29 年 6 月 11 日現在

機関番号：32644

研究種目：基盤研究(C) (一般)

研究期間：2014～2016

課題番号：26350940

研究課題名(和文)19世紀末-戦間期ヨーロッパにおける子どもの権利思想・制度史に関する基礎的研究

研究課題名(英文)A historical study on the Child's Rights thoughts and activities around the turn of 19c.-20c.

研究代表者

塚本 智宏 (Tsukamoto, Chihiro)

東海大学・札幌教養教育センター・教授

研究者番号：20183866

交付決定額(研究期間全体)：(直接経費) 1,600,000円

研究成果の概要(和文)：19世紀末から戦間期ヨーロッパの子ども権利思想・制度に関する歴史的な研究を行った。本研究ではモスクワ・ワルシャワ・ジュネーブの国立図書館や国際連合の図書館にて資料を収集し、主に、1.教育思想家K.N.ヴェンツェリの「子どもの権利宣言」作成過程、並びに、2.その影響を受けつつ子どもの人間性を尊重する立場から子どもの権利思想を探求したJ.コルチャックの権利思想の展開を検討し、3.さらにE.ジェブの国際的なジュネーブ宣言の策定に関わる活動について検討し、それらの歴史的背景(革命と戦争)と当時の子どもの状態とを明らかにしながら、19世紀末以来の子ども権利史草創期の歴史像の解明を試みた。

研究成果の概要(英文)：This study attempts to research for the process for the emergence of Child's Rights thoughts and the International Institution of the Rights of the Child (Geneva Declaration of the Rights of the Child of 1924) from the ends of 19 c. to the interwar period. It shows the results of research about the leading activities and thoughts of a) K.N.Ventsel' (Russian theorist of New-education), b) J.Korczak (Poland educator, pediatrician), and c) E.Jebb (British social worker).

研究分野：教育史 子ども史

キーワード：子どもの権利 ジュネーブ宣言 児童法 ヴェンツェリ コルチャック ジェブ 児童保護 児童救済

1. 研究開始当初の背景

近年、19世紀から20世紀にかけての子どもの権利の思想や制度に関わる歴史的事実の発掘がすすみ、本研究で着手したロシアのK.N.ヴェンツェリをはじめJ.コルチャック並びにE.ジェブの研究も進んでいる。

とくに、1924年のジュネーブ宣言の成立については、かなりの研究が蓄積されてきている。ここでは、この点に関し研究動向についてまとめておく。

国際的な舞台に子ども保護・子どもの権利問題が登場する歴史的な背景については、筆者はJ.コルチャック研究をすすめるなかで、ポーランドの**Balcerek** (最近では**Domżałd**)に学んだ。

ジュネーブ宣言の成立に関わる歴史的研究は、我が国では1980年代に着手した喜多の研究(1983)が宣言案の土台となる国際女性団体や児童救済基金の児童憲章文書に注目して研究するなど今日に至るまでのその重要性を失っていない。しかし1989年条約成立以降、国際的な子どもの権利研究・運動が活発化する中で、**Veerman**が1924年宣言成立史の事実の解明を求める問題提起をしたことを契機として、その本格的な歴史研究が始まった。カナダの**Rooke**らと**Marshall**の優れた実証研究が、国際的な広がりを見せた子どもの権利の思想や運動について、これらを社会的に構築されてきた「子ども期」観念の成立・普及との関連で解明し、子どもの権利の観念は19世紀からの世紀転換期に子どもは保護・教育・扶養される資格があるという限られた法的な観念から子ども期に対する子どもの権利というより広い観念に変化していったとする見解を示した。これを引き継ぐ形で最近邦訳も現れたイギリスの**Cunningham**の論文及び著書

は、「大人は法的措置や家庭内の争いにおいても、20世紀初頭には想像もつかなかったやり方で子どもの見解を聴き尊重するよう努めることになった。20世紀末の子どもの権利の諸声明は、子どもの保護だけではなく自己決定の資格に対する子どもの権利も強調したが、これは大人世界と子ども世界を分離しようとした当初の試みに完全に泥を塗るに等しいことになった」と、宣言以来の20世紀子どもの権利史を概括し、マクロな問題提起をすることになっている。さらにごく最近、1924年宣言の主筆者E.ジェブに関する伝記研究イギリスの**Mulley**とこれを踏まえたドイツの**Waltraut Kerber-Ganse** (コルチャック研究者で数回来日)の研究が現れ、24年宣言が89年条約のような主体的な権利を欠落させている理由に関わってそれぞれ言及している。**Mulley**は、ジュネーブ宣言の内容が「保護と施策に対する子どもの権利」であったと纏めながら、ジェブは、子どもの権利が自己決定の地位を強化するものだとかそういったタームの中で議論される

とは夢にも思っていなかったであろう(p.307)とし、**Waltraut**は、ジェブの思考と行動の中で「保護が、子どもの尊重や様々な意味での子どもの参加よりも、子どもの発達と良き生活を保障することの方がより強い動機であった」(p.281)と述べて、いずれも現代的な課題からの評価となっている。ジェブは宣言成立後フランス人権宣言に触れているのだが、筆者はジェブの子どもの権利論を当時の歴史の中で十分吟味してみる必要があると考えている。最後に、宣言を国際社会に定着させていくうえで大きな役割を果たしたイギリスの児童救済基金またその国際組織の国際的活動についてスイスの**Bolzman**が解明を試みている。以上の研究動向をふまえ、ジュネーブ宣言の精緻な成立史が解明されなければならない。

研究文献

喜多明人(1983-2015)世界の児童憲章(『立正大学人文科学研究年報』第21号1983年)、同「現代子ども法の法原理と課題」『教育学の現代的課題』日本評論社、1984年、同『新時代の子ども権利』エイデル研究所(1990年)、;同「実践的子ども権利学」への道(『子どもの権利研究』創刊号所収、日本評論社2002年、同『子どもの権利条約ガイドブック』所収関連論文(『子どもの権利研究』18号2010年、同『子どもの権利 次世代につなぐ』エイデル研究所2015年。

M.Balcerek(1986/1988), *Prawa dziecka*, Warszawa; (**M.Balcerek**, 1988, *Międzynarodowa ochrona dziecka*, Warszawa

Philip E.Veerman(1992), *The rights of the child and the changing image of childhood*, Dordrecht, Boston.

Patria T. Rooke, R.L.Schnell(1992, 1995) *Internationalizing a discourse: "Children at risk"*, *The child welfare committee, and the League of Nations*(1922-38), *New Education*, Vol.14, No.1; "Uncramping child life": *International children's organisations, 1914-1939, International health organisations and movement, 1918-1939*. ed. by Paul Weindling. Cambridge.

Hugh Cunningham(1994) "The rights of child from the mid-eighteenth to the early twentieth century" (*Aspects Education* 50(1994) **Hugh Cunningham**, *Children and Childhood in Western Society since 1500*, 2nd Ed, 2005(1st ed.1995). (ヒュー・カニンガム著・北本正章訳『概説子どもの観の社会史』新曜社2013)

Dominique Marshall(1999), "The construction of children as an object of international relations: The Declaration of Children's Rights and the Child Welfare Committee of League of Nations, 1900-1924" *The International Journal of*

Children's Rights, Vol.7(1999)p.115.

Jorge Rojas Flores, The rights of the child in Chile: an historical view, 1910-1930 (Los derechos del niño en Chile: una aproximación histórica, 1910-1930, Historia (Santiago) vol.3 no.santiago, 2007; http://socialsciences.scielo.org/scielo.php?pid=S071771942007000100002&script=sci_arttext).

Lara Bolzman(2009), The advent of child rights on the international scene and the role of the Save the Children International Union 1920-45. Refugee Survey Quarterly, Vol.27, No.4

Clare Mulley (2009), The woman who saved the children : a biography of Eglantyne Jebb founder of Save the Children , Oneworld

Waltraut Kerber-Ganse (2015), Eglantyne Jebb - A Pioneer of the Convention on the Rights of the Child, The International Journal of Children's Rights, Volume 23, Issue 2, 2015

Urszula Anna Domżał(2009), Międzynarodowa współpraca w zakresie opieki nad dzieckiem (1918-1939) na podstawie publicystyki w II RP.

2 . 研究の目的

本研究は、ヨーロッパの国公立図書館・文書館および国連図書館における国際的な児童保護・子どもの権利の歴史関係蔵書を中心とした資料開拓を行うことにより、19世紀末から戦間期に至る主としてヨーロッパの子どもの権利思想並びに1924年ジュネーブの子どもの権利宣言に代表される国際的な児童保護・権利擁護の活動・理念や制度の形成過程について、子どもの歴史の実態とともに解明し、この時期の国際社会の大人たちが到達した子どもの権利・子ども期に対する認識の歴史的意義と限界を明らかにすることを目的としている。

本研究でいくつか具体的な課題として考えていたのは、下記の個々の歴史的事実と相互の関連の究明である。

1. コルチャック並びにヴェンツェリの子どもの権利思想の展開、そしてその背後にある実態としての児童保護問題、並びにポーランド・ロシアにおける国内・国外の児童保護問題把握の動向。彼らの思想とエレン・ケイの思想との関係について。

2. ポーランド・ロシアにおける各国児童法・児童保護法の動向把握とロシア・ポーランドにおける児童法制定の意義と子どもの権利について。

3. 1924年ジュネーブ子どもの権利宣言の成立とその意義について(権利宣言成立前

史(1914年まで)・児童保護問題と国際諸会議、第一次世界大戦と子どもの被害と救済、権利宣言成立過程(大戦終了から1924年まで)における子どもの権利の理念について。

20世紀初頭の子どもの権利論の考察において、コルチャックとヴェンツェリの両者の思想と活動の歴史的研究は、それ自体国際的に見て皆無に等しい状況であったが、それらの研究の進展は、これまで比較的研究蓄積のあるケイとジェブの間に位置してこの間をうめ、さらに資料発掘によって当時の児童保護問題・子どもの権利論の国際交流の流れが解明できれば、当時の子どもの制度や思想に関して現在なおいわば点のようにしか見出せない種々子どもの権利論についてジュネーブ宣言を中心とするそのトータルな全体像のなかで解明する可能性も現れ、その先子どもの権利・子ども期認識の歴史の変遷として1989年の子どもの権利条約との論理的な関係が問える成果も期待できるだろう。

3 . 研究の方法

上記の研究目的に照らして、これらに必要な基本的な歴史資料の調査・収集・分析を行った。2014年度のもスクワ調査ではロシア国立図書館並びにウシンスキー教育学図書館にて、2015年度のワルシャワ調査ではポーランド国立図書館にて、さらに、2016年度のジュネーブ調査では国連ジュネーブ事務所図書館にて、それぞれ本研究に必要な資料を収集し、分析した。

モスクワ調査では、(1)子どもの権利史上20世紀初頭において注目される文書の一つ「子どもの権利宣言」(案)の作者K.N.ヴェンツェリの活動とその著作に関わる資料(1905-1922)を系統的に収集することができ、その活動の歴史的プロセスをおおよそ解明することができた。(2)また、当時のヨーロッパの子どもの権利論並びに児童法・保護制度の動向と連動する1912-13年のロシアの教育家M. I.レヴィーチナや法律家P.I.リュプリンスキーの活動を発掘することができた。

なおモスクワでの資料収集に先立ってノボシビルスク教育大のパブローヴァ教授の支援を頂いた。

ワルシャワ調査では、ポーランドの民間の児童保護団体活動や子どもの権利思想、また、1924年ジュネーブ宣言の受容に関わる国家や社会の活動に関する諸資料が収集できた。次年度のジュネーブ調査収集資料とともに1920年代のジュネーブ宣言の実施動向に関する過程を一部解明することが可能になった。

ここではワルシャワ国立大学教育学部教授W.タイス氏、並びにコルチャック研究所の

史料研究者 M.チェシエルスカ氏に、研究・資料上の支援・助言を受けた。

ジュネーブ調査では、(1)セーブ・ザ・チルドレン英国・国際両組織の創始者、E.ジェブの1920年代の活動や1920-30年代の両組織の活動に関する文献・雑誌資料を収集し、当時の国際的な子どもの保護・権利保障に関する活動についての具体的なイメージを形成することができた。(2)1920年代の国際連盟の児童保護分野におけるアーカイブ資料を閲覧一部複写・収集でき、国際連盟の活動に関する今後の研究についての展望を持つに至った。

収集した研究文献・資料について主たるものを掲載しておく。

ロシア語文献(文献および雑誌)

В. М. Сорокин, Охрана детства, 1893, СПб..

Я.А.Кантрович, Законы одетях, 1899, СПб.,

Жизнь и педагогика Константина Вентцеля, ред.-сост. Г.Б.Корнетов, 2007, М..

Т.О.Зейлигер, Публичная охрана детей в современном прав, Труды первого всероссийского съезда по семейному воспитанию, том 2, 1914, СПб..

Петроградское общество грамотности, Доклады, прения и постановления второй секций, 1- Всероссийского Съезда по вопросам народного образования, 1915, Пг.

М.Левитина, Права детства, <<Свободное Воспитание>>, 1913-1914г. №7

П.И.Люблинский, Первый международный съезд по охране детства в Брюсселе, <<Вестник Воспитания>>, 1913, №6

И.В.Синова, Жестокое обращение с детьми в России на рубеже XIX-XXвв., <<Педагогика>>, 2004, №3.

К. Н. Вентцель, Провозграшение декларации прав ребенка, <<Свободное воспитание и свободная школа>>, 1918, №1-3,

Декларации прав ребенка(Кружка свободного воспитания и образования детей)<<Народный Учитель>>, 1918, №9

Кружок СВОД, К.Н.Вентцель, Уничтожение Тюрем, под ред. На устройство деткого дома, 1917, М.

К.Н.Вентцель, Освобождение ребенка, (1906)<http://anarhia.org/forum/viewtopic.php?f=92&t=29066>

К. Н. Вентцель, Борьба за свободную школу (1906), <http://anarhia.org/forum/viewtopic.php?f=92&t=29066>

ポーランド語文献(文献および雑誌)

Janusz Korczak, Jak kochac dziecko, Prawo dziecka do szacunku(Diela, t.VII, 1993, Warszawa) ; Krol Macius pierwszy, Krol Macius na wyspie bezludnej (Diela, t.VIII, 1992, Warszawa).

Maria Falkowska, Kalendarz zycia, dzialalnosci i tworczości Janusza Korczaka, Nasza Księgarnia, Warszawa 1989.

Mysl pedagogiczna Janusza Korczaka, Nowe zrodla, Wybor Maria Falkowska (Janusz Korczak. Zrodla I Studia, Red. A. Lewin, Tom 2) Warszawa, 1989

M. Grzegorzewska, "O dzieciach, ktore wymagaja specjalnei opieki", Warszawa, 1928

W. Szenajch, Mysli Przewodnie o organizacji opieki nad dziecmi w Polsce, Warszawa, 1945

Statut Polskiego Komitetu Opieki nad Dzieckiem : (w skrocie P.K.O.D.) Warszawa : [s.n.], 1928

Polski Komitetu Opieki nad Dzieckiem, "Deklaracja Praw Dziecka" w Tworczości Dziecięcej, Warszawa, 1928

W. Szenajch, Sprawy Polskiego Towarzystwa Pediatrycznego 1918-1920, Warszawa, 1921.

<<Opieka nad Dzieckiem>>, 1923-1931: Warszawa : Wydział Higieniczno-Lekarski (Polsko-Amerykańskiego Komitetu Pomocy Dzieciom.

英語文献(1で報告したものを除く)

Clare Mulley, The woman who saved the children : a biography of Eglantyne Jebb founder of Save the Children, 2009

Save the child! : a posthumous essay, by Eglantyne Jebb, 1929

<<The World's children>>, 1935-1946, Vol.18-26

The International handbook of child care and protection, 1-st ed. 1924, 2-ed ed., 1925, 3-d ed. 1928, Editor: Edward Fuller.

United Nations Economic and Social Council, Unrestricted, E/CN.5/111, 8 March 1949 (Social Commission, Fourth session, Proposed United Nations Charter of the Rights of the Child Report by the Secretary-General)

4. 研究成果

本研究が課題とし、その具体的な成果として明らかにできた諸点について概要を報告する。

1) 現代においては子どもの権利・人権思想の先駆者として、とりわけJ.コルチャックが有名であるが、彼に影響を与えたであろう、ロシアの自由主義教育理論家の K.N. ヴェンツェリの子どもの権利思想の展開について当時の児童保護問題の実態を含めて明らかにし、さらに、その思想の誕生と展開が1905年革命から1917年革命に到る時期の被抑圧階級・民族・性に関わる社会解放運動を背景とするものであったことを確認した。

2) ヴェンツェリ主筆の1917年子どもの権利宣言の内容・構成には、以前に指摘した当時の子どもの歴史の実態への対処の課題とともに、その全体構成に関わっては、フランス人権宣言の構成・内容の影響が強くあることを新たに示した。

3) 本研究では、20世紀初頭のエレン・ケイをはじめ各地において散見されはじめた子どもの権利観念と子ども期認識に関わる思想について概括的に初歩的考察を加えるとともに、各国児童法・児童保護法思想の動向を把握し、ヨーロッパにおける児童法制定の意義と子どもの権利の関係について一定の考察を加えることができた。

4) 1924年ジュネーブ子どもの権利宣言の成立過程について、本研究ではその成立前史をヨーロッパの1914年の第一次世界大戦開始に至る時期までとし、これを近代的な教育・児童保護諸問題の発生とそれらに関する各種・統一的国際諸会議によるその対処・活動が出現するまでの時期として考察し、同宣言は、ヨーロッパがそれらの問題と課題を抱えたまま同大戦に突入して19世紀末以来の子どもの状態をさらに悪化させ、これを背景に、国際的な救済・保護活動がその制度化をめざして動き出した結果として誕生することを確認した。

5) 以上の19世紀末から20世紀第二四半世紀に至るまでの考察において、「子ども憲章」と「子どもの権利宣言」のふたつの制度的シンボルが並行して現れたが、どちらかといえばなお前者のシンボルが支配的な歴史の段階で、後者は「ジュネーブ宣言」というその呼称のなかに控えめに挿入されたというのが実情に近いことを明らかにした。

6) 従って、ジュネーブ宣言の内容項目には現代のわれわれが求める主体的な子どもの権利は言及されるはずもなかったが、それでも、E.ジェブは、晩年、同宣言は人類の歴史上、フランス人権宣言次ぐ第二の人権宣言であると宣言にこめた思いを吐露し、それが将来、普遍的な意義をもって歴史的に発展することを期待していた。

7) コルチャックの子どもの権利に関わる発言は、ヴェンツェリの思想や宣言づくりの主張の影響を受けたと思われる1907年以降にはじまり同じくヴェンツェリの1917年ロシア革命時の発言にも影響されて展開していく。ただその本格的な展開はポーランドの独立以降の1920年代のことで、やはり独立というこの国の歴史的課題を直接間接の契機としたものであった。医者として、教育家として、また社会事業家としての活動の中で全面的に展開されていく。その際、その思考の基軸にあったものは自らの孤児院での養育実践の中で、また児童文学活動など広く子どもたちとの「対話」を通じて得ていた主体的な子ども=人間認識であり、これを基盤とする子どもの権利思想を社会的な次元で表明し、展開していった。1920年代を通じてその思想は若干の変化を示していたことも明らかにした。

8) 本研究では新たにジュネーブ宣言のポーランドでの受容の在り方を考察することができた。これをふまえると周知のコルチャックのジュネーブ宣言に対する批判は当時のポーランドの子どもたちが置かれていた社会的な位置の低さ・子どもの無権利に関する強い不満を背景に、これと重なるジュネーブ宣言の子どもに対する基本姿勢・内容に対する批判であり、何よりも上記の子ども認識とはかけ離れていたことによるものであった。

9) 本研究がとりあげたヴェンツェリそしてコルチャックとジェブの三者の関係をどのように考えるべきか、本研究で、三者の間にある距離を若干近づけることができたが、なおそれらに関連付ける媒介の研究が必要である。ただ、少なくとも前二者が子どもの権利・人権思想を開拓したフロンティアであるとすれば、ジェブは、それらの思想を背景に子どもの権利・人権の国際的な制度化に先鞭をつけたフロンティアであったということはいえるだろう。

5. 主な発表論文等
(研究代表者、研究分担者及び連携研究者には下線)

〔雑誌論文〕(計1件)

塚本智宏

20世紀初頭ロシアの子どもの権利・児童法制度をめぐる思想動向と児童保護問題 -1917年 K.N. ヴェンツェリの子どもの権利宣言の考察を中心に-
東海大学国際化学部紀要第9号, pp.63-84
平成28年1月

〔学会発表〕(計3件)

塚本智宏
20世紀初頭ロシアの子ども権利・児童法制度をめぐる思想動向と児童保護問題
2014.10.5. 第58回教育史学会
日本大学文理学部

塚本智宏
子どもの権利史における「ジュネーブ宣言」の位置 - 19世紀末から20世紀第4四半世紀にかけての子ども権利の開拓 -
2016.6.5. 子ども権利条約総合研究所研究会 早稲田大学

塚本智宏
1920年代のポーランドとコルチャック子どもの権利の探究 - コルチャックの発言を歴史的に跡付ける試み -
2017.5.21. 子ども権利条約総合研究所研究会 早稲田大学

〔図書〕(計1件)

塚本智宏
『子どもの権利が拓く』(子どもの権利研究第28号)
担当箇所:1924年ジュネーブ宣言の成立と子どもの権利(pp.236-250(全310頁))
平成28年2月,日本評論社

6. 研究組織

(1) 研究代表者

塚本 智宏 (Tsukamoto Chihiro)
東海大学 札幌教養教育センター 教授
研究者番号: 20183866

(2) 研究分担者

なし

(3) 連携研究者

なし

(4) 研究協力者

なし

以上